

報告第10号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸本 聡子

令和4年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自令和4年4月1日

至令和5年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

令和4年度事業報告書

I	はじめに	-----	1
II	事業の概要	-----	2
III	事業実績	-----	4
IV	事業報告の附属明細書	-----	2 2
	参考資料	-----	2 3

令和4年度理事会・評議員会開催状況

I	理事会開催状況	-----	2 9
	役員名簿	-----	3 0
II	評議員会開催状況	-----	3 1
	評議員名簿	-----	3 2

令和4年度決算書

I	貸借対照表	-----	3 3
II	正味財産増減計算書	-----	3 7
III	正味財産増減計算書内訳表	-----	4 1
IV	財務諸表に対する注記	-----	4 5
V	附属明細書	-----	4 9
VI	財産目録	-----	5 3

	令和4年度監査報告書	-----	5 7
--	------------	-------	-----

	定款	-----	5 9
--	----	-------	-----

令和4年度

事 業 報 告 書

I はじめに

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、東京都においても7月には1日の感染者数が4万人を超えるなど猛威を振るったが、企業に雇用される障害者の人数は伸びを見せ、令和4年6月1日時点の東京労働局集計に見る都内民間企業の障害者雇用総数は22万8千人を超え、実雇用率は前年比0.05ポイント増の2.14%を記録した。また、障害者の新規就職件数は、令和4年6月24日発表の同局集計によると、令和3年度の実績であるが6,081件で、対前年度比プラス8.1%となり2年ぶりの増加となった。

当事業団にあって令和4年度は現行事業推進プランの4年目にあたり改定の時期も近いことから、目標達成に向けて計画事業を着実に実施するとともに、次期事業推進プラン策定の基礎となるデータの収集・整理を進めた。事業運営に関しては、依然新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない中ではあったが、引き続き施設内の密を避け、消毒の徹底やアクリル板の設置等により利用者と職員の安全を確保することに努めながら、可能な限り平常時に近い形で各種事業を実施した。また、オンラインを活用し、リモートによる企業面接や職場訪問を積極的に行うとともに、各種セミナーを実施した。さらに、利用者の障害特性やニーズに応じた個別支援計画の作成・更新、職員参加によるOJT研修などの企画や支援困難ケースへの対応などを通して就労支援力の向上に努めた。特に近年、重度障害のある者や就労困難の障害者が増えている傾向にあることから、事業推進プランの改定も見据え、自立訓練事業をテーマに職員による自主的な研修を複数回実施した。

令和4年度を数値で振り返ると、新規の利用登録者が87人と前年度比で15人増加した。新規の就職者は、区から受託している「区市町村障害者就労支援事業」での就職者と都指定事業である「就労移行支援事業」からの就職者を合わせて41人と前年度比で10人増加した。

次に、相談支援の総数9,588件のうち、就職後の相談が74.0%を占め、新規の利用登録者で見ると、就職内定時や就職後に職場定着支援を希望する件数が67.8%であった。これは、ここ数年、増加傾向にある。

また、障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」の年間の実利用者数は23人で前年度より4人増加し、同事業からの新規就職者数は6人と前年度と変わらず、就職率は75.0%、定着率(12ヶ月)については100%であった。

さらに、障害別に新規登録者や新規就職者、離職者の数値をみると精神障害者の占める割合は依然として高い。新規登録者の51.7%、新規就職者の75.6%、離職者の55.3%が精神障害者であった。

その他の取組として、就労中の利用者に向けた各種余暇支援事業の実施、区内企業に対する職場開拓の一環としてアンケート調査の結果分析、区内関係機関と連携した障害者雇用支援ネットワーク会議の運営等がある。

II 事業の概要

1 事業の構成

定款第4条に定める事業		実施事業 (公益目的事業 ※1)
第1号	就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援	主として(※2) 区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】
第2号	事業主に対する雇用管理上の相談助言	
第3号	関係情報の提供及び普及啓発	
第4号	地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援	
第5号	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業 (就労定着支援事業を含む。) 【訓練事業】

※1 平成25年4月1日より東京都から公益法人認定を受けて公益目的事業として実施している。

※2 訓練事業においても、必要に応じて又は受託事業と連携して、第1号～第4号に相当する業務を実施している。

2 実施事業

(1) 区市町村障害者就労支援事業【受託事業】

東京都の補助事業「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づいて、区からの事業委託を受けて実施している。

《業務内容》

- ① 利用登録
- ② 就労面の支援
- ③ 生活面の支援
- ④ 地域開拓促進に係る支援
- ⑤ 職業能力、適性の評価
- ⑥ 特別支援学校等との連携
- ⑦ 地域の福祉施設等における一般就労への支援

(2) 就労移行支援事業【訓練事業】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業で、東京都から事業者指定を受け、実施している。当事業は、利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として独立採算の視点を持って運営している。

サービスの種類	指定年月日	設置者	事業所名
就労移行支援事業	平成 24 年 4 月 1 日	公益財団法人 杉並区障害者雇用 支援事業団	杉並区障害者 雇用支援センター
就労定着支援事業	平成 30 年 10 月 1 日		

3 推進プラン

事業団の5か年の事業計画として、「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019～2023年度」を平成30年度に策定した。推進プランは、障害者雇用の情勢や区の計画との整合を図りつつ、前「推進プラン」を改定したもので、プラン期間中の事業の方向性と各事業項目（新規11項目、継続・拡充10項目、合計21事業項目）の年次プランを示し、2023年度（令和5年度）までの達成指標と数値目標を掲げている。

- ・推進プラン事業体系表（p.17 参照）
- ・推進プランの達成指標（p.18 参照）

4 事業団の職員構成

(単位：人)

	受託事業	訓練事業	法人管理	合計
事務局長 (常務理事兼任)			1	1
常勤職員	4	2		6
嘱託員	6	3	1	10
パートタイマー	2	3		5
区派遣職員			2	2
合計	12	8	4	24

※人数は事業年度における定数

Ⅲ 事業実績

1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

(第1号事業)

(1) 就労相談

① 相談・支援

就職を希望する者や転職を考えている者及び就労中の者に対して、就労に関する情報を提供し、日常生活面を含めた職業生活を安定して送るための相談業務を実施した。一方で、就労準備の前段階として福祉施設等の利用が望ましい方には施設情報などを利用者のニーズに応じて提供した。

相談・支援件数は前年度より全体で1,593件、14.2%減少し、相談方法別で見ると、電話等の相談は1,731件、21.7%減少、来所は60件、4.4%減少しているが、訪問等の支援は198件、10.7%増加している。

※()は前年度実績、以下同じ

◆相談・支援件数 9,588件 (11,181件) 【事業推進プラン指標】

方法別内訳	電話等	6,239件	(7,970件)
	うちオンライン	162件	(205件)
	来所	1,299件	(1,359件)
対象者別内訳	訪問等	2,050件	(1,852件)
	利用者・家族	7,585件	(9,029件)
	企業・事業所	2,002件	(2,152件)
就職時期別内訳	就職前	2,491件	(2,659件)
	就職後	7,097件	(8,522件)

② 相談時間帯の拡大 【事業推進プランI①】

定着支援の利用者増加に対応するため相談時間を週2回、19時まで延長して相談体制の充実を図った。

◆平日夜間相談 合計 96回 延べ 308件 (267件)
平均 3.2件/回(2.7件/回)

③ 求人情報検索サービスの提供 【事業推進プランI②】

現在ハローワークが提供しているインターネットサービスを積極的に活用して、自宅にいても求人情報検索が容易にできることを電話相談や面談において広く周知している。

さらに、ハローワークから非公開求人に関する情報提供があるごとに、杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議に参加している福祉施設等へ随時送信している。

(2) 利用者に対する就労・生活支援

在宅や福祉施設に在籍する就労希望の障害者、就業しているが定着支援あるいは転職を希望する障害者などを対象に、就労面及び生活面にわたる支援をハローワークや企業、各支援機関、保健センター等と連携して実施した。

① 就職準備・就職活動支援

利用登録を経て、就労準備の理解や求職者登録、求人検索、体験実習の実施、委託訓練の申込み、応募書類作成の助言、面接同行、雇用契約等にかかる就職までの一連の支援を関係機関等と連携しながら実施した。

- ・新規登録者は前年度より15名増加し、事業団の支援による新規就職者は前年度より10名増加し41名となった。
- ・年度末累計登録者数は対前年度比5.0%増となった。そのうち就労者の占める割合は55.5%となっている。

登録者数

◆新規登録者	87人 (72人)	【事業推進プラン指標】
◆登録抹消者	△23人 (△24人)	
◆年度末の累計登録者	1,344人 (1,280人)	

新規登録者の利用に至る経路別内訳

ハローワーク	14人 (10人)
障害者職業センター	5人 (4人)
特別支援学校	15人 (19人)
福祉サービス事業所	23人 (13人)
福祉事務所等行政	8人 (6人)
直接利用	16人 (9人)
その他(医療機関等)	6人 (11人)

就職者数

◆新規就職者数※	41人 (31人)	【事業推進プラン指標】
(※事業団支援による就職者数)		
◆年度末の就職者数	746人 (708人)	

新規就職者の事業別内訳

受託事業就職者数	35人 (25人)
訓練事業就職者数	6人 (6人)

② 生活面の支援

- ・福祉事務所や保健センター、障害者地域相談支援センター等との連携による生活面の支援を就労面の支援と一体的に行った。

- ・生活スキル向上プログラム 【事業推進プランⅡ⑤】（再掲 p.14）

障害者雇用支援センターの独自事業として、就労生活に必要なスキルの向上のため、週2日通所によるプログラムを実施した結果、実利用者5名中、1名の利用者が企業に就職した。他の利用者も就労移行支援事業所などその人の状況に合ったサービスにつなげることができた。

- ・虐待相談事案 3件

◆生活相談件数 5,677件（7,310件）

内容別内訳	日常生活相談	3,110件	(3,832件)
	職業生活相談	2,389件	(3,285件)
	社会生活相談	156件	(161件)
	自己決定相談	22件	(32件)

③ 職場定着支援

- ・就労中の障害者や家族、企業に対して電話やメールでの相談、オンライン、面談、職場訪問による支援を実施して、安定した就労継続を図った。

職場定着率等

◆定着支援対象者 746人（708人）※p.5①の「年度末の就労者数」に同じ

事業別内訳	受託事業	738人	(694人)
	訓練事業	8人	(14人)

新規登録者のうち定着支援からの利用者 59人（46人）
（※就職時または就職後からのサービス利用者）

◆定着支援件数 5,947件（7,185件）

方法別内訳	電話等	4,493件	(5,943件)
	うちオンライン	146件	(189件)
	来所	770件	(856件)
	訪問等	1,688件	(1,534件)

◆職場定着率（12ヶ月※1） 77.4%（85.2%）【事業推進プラン指標】

※1 前年度就職者のうち就職後12ヶ月経過時の就労継続者の率

◆職場定着率（24ヶ月※2） 68.5%（76.5%）

※2 前々年度就職者のうち就職後24ヶ月経過時の就労継続者の率

◆職場定着率（36ヶ月※3） 67.9%（49.2%）

※3 前々々年度就職者のうち就職後36ヶ月経過時の就労継続者の率

④ 余暇支援

・ワクサポ広場（定期）

就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実を目的とした余暇支援事業である「ワクサポ広場」を、就労継続中の障害者を対象に月2回（原則として第1・3金曜日オフタイム）、会場が密にならないよう、2グループに分け、開催時間も短縮して、中止することなく全24回開催することができた。

◇ ワクサポ広場 387人 [24回] (288人)

・交流会（不定期）

就労継続中の知的障害者、精神・発達障害者、発達障害者本人と家族を対象にした「交流会」をそれぞれ実施した。

◇ 知的障害者向け交流会 106人 [2回] (95人)

◇ 精神・発達障害者向け交流会 42人 [2回] (33人)

◇ 発達障害者本人・家族向け交流会 16人 [1回] (10人)

・パソコン講習会

事業団の利用登録者でパソコンのスキル向上を目指す者に対して、パソコン講習会を実施した。

◇ パソコン講習会 31人 [6回] (33人)

◆ 余暇支援合計参加者数 582人 [35回] (459人)

⑤ 就職準備フェアの開催（新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団との共同事業）

- ・就職準備講座や就労者及び企業担当者からの講話を聴く機会の代替として、「就職準備フェア番外編～就職活動における“あるある質問・要望”にお答えします～」のYouTube動画を作成して、令和5年3月、杉並区内の福祉施設等に配信した。

(3) 職場体験機会の提供

① 職場体験実習

区内の福祉施設利用者や在宅者等で就職を希望する障害者が仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、開拓した企業や区役所等での職場体験実習を区の体験実習要綱に基づいて実施した。

・企業見学会と企業等体験実習の充実

支援者を対象に、企業見学会を1回実施した。また、企業就労の経験がない就労継続支援B型事業所の利用者等が体験実習を行った。

◆職場体験実習 23人 (28人)
職場体験実習(杉並区内事業所)一覧・・・支援実績別表1(p.18)

- ② 特別支援学校等からの実習の受け入れ
- ・就労移行支援事業では、特別支援学校等からの希望により実習生を受け入れ、実習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

◆特別支援学校等実習受入 10人 (11人)
特別支援学校等生徒の実習・体験学習(事業団受入)一覧
・・・支援実績別表2(p.19)

(4) 職業適性の評価・アセスメント

- ① 職業評価
- ・支援機関及び相談者本人から依頼を受け、本人の職業適性や就労準備性の状況を把握し、支援計画を作成・実施するために、事業団において職業評価を行った。
 - ・評価結果についての振り返りを行うことで利用者自身の就労活動に活用した。

◆職業評価 3人 (7人)

◆一般職業適性検査 0人 (2人)

- ② 就労アセスメント
- ・障害者雇用支援センターでは、区の依頼により特別支援学校在校生等を対象とする「就労系福祉サービスの利用に係る職業評価」(通称、就労アセスメント)を実施した。

◆就労アセスメント 2人 (3人)

- ③ アセスメントシート等の開発 【事業推進プランI②】
- ・パソコンの操作入力作業に自信のない利用者を対象とした基本的パソコンスキルをアセスメントして利用者自身の就労活動に活用するために、パソコンスキルチェックのツールを検討の上、実施した。

◆パソコンスキルチェック 1人 (2人)

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

(第2号事業)

(1) 情報の提供

① 企業向けパンフレット等の配付

- ・新規の企業開拓及び企業実習の開拓、地域の事業主等関係機関への啓発活動を目的に、企業向けパンフレット等を随時配付し、障害特性や障害者雇用等の理解を得るための資料とした。

② 個別企業相談

- ・障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対して、障害者の雇用・職場定着に関する助言や仕事の切り出し、雇用職場の環境整備、その他の助言・援助を行った。

◆相談件数 第1号事業(1)に記載

◆訪問社数 第3号事業(4)に記載

(2) 企業向けセミナー等の開催

障害者雇用への理解を深めることを目的に主に事業主や人事担当者等に向けて、セミナーを開催し、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

◆企業向けセミナー 1回開催・・・支援実績別表3-4(p.20)

3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)

(1) 広報活動

① 「ワークサポート杉並だより」

事業団の活動状況等を紹介する広報誌「ワークサポート杉並だより」を発行し、タイムリーな情報の提供に努めた。

◆発行部数 1,300部/回 年4回発行

② 事業団ホームページ

- ・障害者と企業担当者等に向けて、事業団の活動内容、活動状況を紹介した。
- ・各種セミナーや就職相談会の紹介等、イベント情報を提供した。
- ・「就職者のブログ」コーナーを設け、また広報誌「ワークサポート杉並だより」アーカイブページを提供した。
- ・事業団の情報開示として、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算書等の資料を掲出した。

③ その他普及啓発

・「杉並区障害者週間事業」のイベントに参加し、事業団活動や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。

◆地域イベント参加一覧 . . . [支援実績別表 4 \(p.21\)](#)

④ 職員の講師派遣

関係機関等で実施されるセミナーの講師として職員を派遣し、事業団事業の説明や都・区内の障害者雇用の現状、職業準備性の向上などの雇用支援に係る情報を提供した。

(2) 区民、障害者、家族、支援者向けセミナー等の開催

障害者やその家族、就労継続支援B型事業所や相談支援事業所などの関係職員、企業の社員等が障害者の一般就労について考える機会を提供し、障害者雇用に係る普及啓発を行った。また、事業団の活動内容を紹介した。

・若年層を対象としたコミュニケーション講座 【事業推進プランⅡ②】

杉並区就労支援センター(すぎ JOB)と共催で日頃から対人コミュニケーションに自信のない利用者を対象に自己分析や自己PRの作成などを行った。

◆セミナー等開催一覧 . . . [支援実績別表 3-1~3、5 \(p.19、20\)](#)

(3) 就労情報の収集

ハローワークや民間の就職支援事業所から就労情報の収集を行うとともに、同所の提供する求人情報をオンラインでリアルタイムに受ける環境を整備〔第1号事業に記載〕した。新宿公共職業安定所、中野区障害者福祉事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野特別支援学校等と情報交換を行い、就職と実習の受入を希望する企業情報を収集した。

また、広域の就労支援機関連絡会等に積極的に参加し、意見交換や就労等の情報の収集を行った。

(4) 障害者就労に関する調査・研究

① 職場開拓の調査・研究

担当制による開拓作業を実施したほか、職場訪問の情報を月に2回開催している職員ミーティングで報告し、開拓方法等を検討した。

② 区内企業の職場開拓

東京労働局への相談に基づき、「ハローワーク新宿管内の民間企業の障害者雇用状況報告提出企業一覧」に記載のある企業で、区内に所在地のある企業（241社）のうち、障害者雇用（短時間雇用を含む）に関するアンケートに返信があった41社に事業団主催の企業向けセミナー開催の案内を送るとともに、杉並区雇用支援ネットワーク会議での求人情報の説明の機会を設けるなど、職場実習先の開拓につなげた。

◆職場開拓訪問企業社数 区内 9社 【事業推進プラン指標】
 (区外 11社)

【参考】「中小企業障害者雇用応援連携事業」東京しごと財団
東京都の外郭団体「東京しごと財団」では、都内の障害者就業・生活支援センターと連携して、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対して、個別訪問による制度説明や雇用前後のフォローアップ提案等の事業を行っている。

③ 短時間雇用の職場開拓 【事業推進プランⅠ⑦】

- ・上記②「区内企業の職場開拓」に合わせて検討し、「短時間雇用の職場開拓」を実施した。
- ・利用者の希望と状況に応じて、ハローワーク求人の検索、これまで取り引きのある企業へのアプローチ等を通じて、短時間の就労・雇用の推進に努めた。

◆短時間新規就職者数 9人 (7人)

④ 利用者等を対象とした調査・研究

- ・利用登録者に対するアンケート

令和4年12月末に利用登録している者を対象に、有効な支援を提供できたか、今後どのような支援を希望するかについてなど、顧客満足度調査を実施した。

実施方法：利用登録者にアンケート調査票を送付

◆送付数 1,287件
◆回収数 703件（令和5年3月末現在）

4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

(第4号事業)

(1) 区内福祉施設等における就労促進への支援

① 区内福祉施設

- ・区内福祉施設等に在籍している障害者の一般就労を促進するため、各施設等を定期的に訪問し、施設職員と連携して企業等への就労に向けた支援を実施した。
- ・企業担当者を講師に招き施設職員を対象とした就労支援講座を1回実施した。

- ・希望する6施設にハローワーク等の求人情報などを計328回、提供した。

② 特別支援学校

- ・特別支援学校の在学中に実施される企業実習の期間において、職場訪問等に事業団職員が同行して連携を強化した。
- ・事業団職員が特別支援学校を訪問して、在校生の障害特性や進路希望先を確認し、在校時からの連携強化に努めた。

③ 杉並区就労支援センター（すぎJOB・すぎトレ）等

- ・杉並区就労支援センター（すぎJOB・すぎトレ）等を定期的に訪問し、事業説明を行うなど事業団の周知と新たな利用者の確保に努めた。

◆施設等訪問	延べ	38件	(39件)
◆特別支援学校への協力	延べ	13件	(13件)
◆杉並区就労支援センター説明会	延べ	2回	(2回)

(2) 区内関係機関等ネットワークを活用した支援

① 雇用支援ネットワーク会議の開催

- ・障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の作業所、障害者地域相談支援センター、ハローワーク、特別支援学校等に所属する職員で構成された実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。
- ・障害者の就職活動の支援に必要な着眼点や技法を学ぶために、事例検討・企業担当者による講話・研修等を実施し、地域の支援力のスキルアップに努めた。

◆実務担当者会12回（企業見学会1回分を含む）

雇用支援ネットワーク会議開催一覧・・・支援実績別表5(p.21)

② 地域の相談支援機関との連携の強化 【事業推進プランⅢ⑤】

- ・具体的なケースを通じて、障害者地域相談支援センター及び特定相談支援事業所と積極的に情報や課題の共有、連携を図った。
- ・困難ケースに関して障害者地域相談支援センター、基幹相談支援センター、保健センター等の各関係機関と関係者会議を行い、役割分担をしながら支援を行った。

③ 医療機関等との連携の強化 【事業推進プランⅢ⑥】

- ・杉並区地域生活支援担当が主催する「高次脳機能障害者関係機関連絡会」及び「同セミナー」に随時参加するなど、定期的に連携を図った。
- ・医療機関連携スキル向上研修に参加し、ロールプレイやディスカッションなどの講義を通じて、連携方法について実践的に学んだ。

④ 支援困難ケースへの対応力の強化 【事業推進プランⅢ⑧】

- ・使用者及び養護者による虐待疑いのあるケース（3件）、希死念慮（1件）、職場での粗暴な言動（1件）、勤務外での素行不良に伴う補導（1件）に関して、区担当部署への連絡・相談や医療機関、生活相談支援機関との連携を行い、対応した。
- ・事業団内部にケースごとの検討チームを設けて、職場定着支援業務の中で支援困難ケースの対応にあたった。さらに、弁護士を講師に招いて職員臨時研修の実施や事業団職員全体でケース共有を行い、支援力の底上げに努めた。

（3）研修会への参加及び実施

① 支援員研修・OJT研修（事業団主催）

- ・事業団や区内作業所等における就労支援機能強化と支援担当職員のレベルアップを目的に、雇用支援ネットワーク会議における地域の支援者向けセミナー等を通じて他の障害者就労支援機関等や障害者雇用を進めている企業の取り組み事例などを学んだ。

◆参加者 延べ 133人

② 支援員研修（他機関主催）

- ・効果的効率的な就労支援を行うため、東京障害者職業センター等が実施する職業リハビリテーションに係る情報の提供及び相談、ネットワークの技法、その他障害の特性の理解とその援助の方法についての専門的研修に職員を参加させた。
- ・その他、関係機関・団体の主催する研修等に職員を参加させ、障害の特性や権利擁護、障害者虐待防止、福祉・労働関係法制度等に関する知識の習得を行った。

◆参加職員 延べ 50人

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業所 杉並区障害者雇用支援センター

（1）就労移行支援事業の実施【訓練事業】

① 利用対象者の安定的確保

- ・区内の福祉施設、福祉事務所、特別支援学校、保健センター、中部総合精神保健福祉センター、区主管の障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、企業等での一般就労の意向がある障害者で、職業準備性の訓練を必要とする就労移行支援事業利用対象者の把握に努めた。また、見学や実習の受け入れ等により利用者の安定的確保に努めた。
- ・利用定員は20名で、杉並区等から当該サービスの支給決定を受けた方を利用対象者とした。

② 訓練プログラムの実施

- 一般就労希望の障害者が、就労に必要な知識・能力と働くことへの意欲の向上を図るため、また就職後は安定した職業生活を送ることができる訓練プログラムを実施した。
- 障害者の特性と一般企業が求める障害者雇用での業務内容とをマッチングさせるために必要な訓練プログラムを開発し、障害者雇用で求めるビジネスマナー研修、コミュニケーショントレーニング、パソコン訓練、区内企業・事業所での清掃及び接客訓練等のプログラムを導入することで、より多様で実践的な職業準備訓練を実施した。
- 各障害に合わせてプログラム内容を設定し、特別支援学校教員経験者による就職準備プログラムの導入や、メンタル系に障害のある方に対してプログラム開始時における個別面談等、より利用者の状況に合わせた内容を提供し、利用者層の拡大に繋がった。さらに、利用者の特性、就職に向けた能力等の評価を3カ月ごとに行うとともに、利用者の適性を踏まえた職場開拓に力を注いだ。
- 生活スキル向上プログラム【事業推進プランⅡ⑤】（再掲 p.5）

障害者雇用支援センターの独自事業として、就労生活に必要なスキルの向上のため、週2日通所によるプログラムを実施した結果、実利用者5名中、1名の利用者が企業に就職した。他の利用者も就労移行支援事業所等その人の状況に合ったサービスにつなげることができた。
- 就職者によるピアサポートの実施【事業推進プランⅡ③】

障害者雇用支援センターを利用して現在就職している元訓練生1名に現在訓練中の利用者に対して就労までの具体的な体験や就労後の職場での経験を話してもらい、現在訓練中の利用者の就労準備に対するモチベーションを高めることができた。
- 発達障害者支援プログラム

障害者雇用支援センターの利用者の社会性の向上を図るためにビジネスマナー等を学習できる「仕事プログラム」を導入して、支援員がナビゲーターとなり、毎週実施した。
- 区内就労移行支援事業所情報連絡会の実施

支援員のスキル向上、福祉サービスの向上を地域全体で目指すため、区内の就労移行支援事業所（計7所）での情報連絡会を6回実施した。

③ 第三者評価

- ・サービス向上と利用希望者の事業所選択に資するため、3年ごとに福祉サービス第三者評価を受審している。前年度に受審を行っており、これまでの評価結果は事業団ホームページから閲覧できるよう提供している。

◆訓練事業からの就職状況

(ア) 就労移行支援事業 当該年度就職者状況 (単位：人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
就職者数	4	1	1	6

(イ) 利用者（契約者）数、就職者数 [利用定員20人] (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	28	23	21	17	19	23
就職者数	10	10	10	5	6	6

(ウ) 就職率、定着率（12ヶ月経過） (単位：％)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
就職率※1 【推進P指標】	76.9	76.9	90.9	57.1	66.7	75.0
定着率※2	83.3	90.0	80.0	90.0	80.0	100

※1 当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち就職した者の割合

※2 前年度の就職者のうち、就職から12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

(2) 就労定着支援事業【訓練事業】 【事業推進プランI③】

就労移行支援事業所等から就職し、就職後6ヶ月を経過した者で、行政から当該サービスの支給決定を受けた方を対象に、最長で3年間、原則月1回以上の職場訪問による面談等を行い、就労及び生活上の課題について企業、家族、関係機関との連携・調整を行うことにより、就労の安定的な継続を図っている。平成30年10月より事業を開始している。

(ア) 就労定着支援事業 当該年度利用者状況 (単位：人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
利用者数	6	1	1	8

(イ) 利用者（契約者）数 (単位：人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	13	18	14	14	8

6 事業推進プラン 「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019～2023」

(定款第4条

(1) 事業推進プラン 事業体系表

の該当号数)

I 相談から 切れ目のない 支援 まで	相談環境の整備と 相談機能の充実	① 相談時間帯の拡大 【新規】	1号
		② 求人情報検索やアセスメントシート等を活用した相談の充実 【新規】	1号
	安定して働き続け られるための支援	③ 就労定着支援事業の充実 【新規】	5号
		④ 就職している知的障害者及び精神・発達障害者の 余暇活動支援の充実	1号
		⑤ 本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施	3号
	多様な働き方の できる職場の開拓	⑥ 区内企業の職場開拓	3号
		⑦ 短時間就労に向けた取り組みの強化	3号
II 働くための 向上を支援 の能力の	発達障害者に 対する支援の強化	① 発達障害者支援プログラムの実施	5号
		② 若年層を対象としたコミュニケーション講座の実施 【新規】	3号
	就労移行支援事業 の充実	③ 就職者によるピアサポートの実施 【新規】	5号
		④ 施設外活動の利用による訓練プログラムの実施 【新規】	5号
	働くために必要な 生活力の向上	⑤ 生活スキル向上プログラムの実施 【新規】	1号
		⑥ 本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施 【I⑤の再掲】	3号
III 関係機関等との 連携に よる支援力の 強化	区内福祉施設への 支援・連携の促進	① 施設指導員の就労支援活動をサポート	4号
		② 企業見学会と企業等体験実習の充実	1号
	特別支援学校との 連携の強化	③ 就職する特別支援学校生徒に対する職場定着支援の 充実	4号
		④ 特別支援学校の生徒・保護者に対する支援の充実	4号
	関係機関との 連携の強化	⑤ 地域における相談支援機関との連携の強化 【新規】	4号
		⑥ 医療機関等との連携の強化 【新規】	4号
		⑦ ネットワーク機能を活用した支援体制づくり	4号
		⑧ 支援困難ケースへの対応力の向上	4号

(2) 事業推進プラン 達成指標 (数値目標)

	R2 年度実績	R3 年度実績	R4 年度実績	R5 年度目標 (事業推進 プラン)
①就職者数 ※1	54 人	31 人	41 人	90 人
②職場定着率 ※2	87.7%	85.2%	77.4%	85%
③新規登録者数	99 人	72 人	87 人	100 人
④相談件数 ※3	10,485 件	11,181 件	9,588 件	13,000 件
⑤区内企業訪問社数	10 社	6 社	9 社	60 社
⑥就労移行支援事業利用者 就職率 ※4	57.1%	66.7%	75.0%	85%

※1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

※3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

※4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

7 支援実績別表

別表1 職場体験実習（杉並区内事業所）

	実習場所	実習内容	実習の時期	実習者数
体験型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	5月(1日間)、 7月(3日間)、 3月(5日間)	3人
	青色申告会	丁合、封入、封緘等の軽作業	7月(5日間) 9月(4日間) 11月(4日間)	3人
	ゆうゆう館	受付、部屋の消毒作業、清掃等	9月(1日間)	1人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	10月(1日間)	1人
	JA 東京中央	屋内清掃、野菜の販売、農園での収穫、除草等	7～9月(3日間)、 8月(3日間)	2人
	システムズデザイン	清掃、PC入力等	1月(5日間)	1人
	はちなり苑	食器洗浄、お茶くみ、配膳手伝い等	2月(3日間)	1人
実践型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	8月(3日間)、 9月(5日間)、 2～3月(10日間)	3人
	杉並区社会福祉協議会	宛名シール貼り、会報発送業務の軽作業等	7月(5日間)、 9月(5日間)、 11月(4日間)、 2～3月(5日間)	4人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	1月(5日間)	1人
	JA 東京中央	屋内清掃、野菜の販売、農園での収穫、除草等	12月(10日間)	1人
チャレンジ型	杉並区役所	丁合、封入、テーブル拭き、シール貼り、スタンプ押し、リーフレットの仕分け等の軽作業	5～6月(20日間)	1人

別表2 特別支援学校等生徒の実習・体験学習（事業団受入）

学 校	学 年	実習時期	実習者数
阿佐ヶ谷中学校（特別支援学級）	3年生	7月4～8日	2人
永福学園	3年生	9月8～14日	1人
大宮中学校（特別支援学級）	3年生	9月12～16日	1人
東京学芸大学附属特別支援学校	2年生	9月26～30日	1人
宮前中学校（特別支援学級）	3年生	11月4～6日	2人
永福学園（肢体不自由教育部門）	2年生	11月7～11日	1人
東京学芸大学附属特別支援学校	2年生	11月14～25日	1人
中野特別支援学校	3年生	2月13～17日	1人

別表3-1 若年層を対象にしたコミュニケーション講座

実施日	令和4年9月17日（土）
対象者	ワークサポート杉並及び杉並区就労支援センター利用者
場 所	ウェルファーム杉並 セミナー室
テーマ・内容	「自己理解プログラム体験」自己分析、自己PRの作成
講 師	パーソルサンクス(株) サポート本部人事部人財開発室／人材支援室マネージャー
参加者	14人

実施日	令和5年3月14日（火）
対象者	ワークサポート杉並及び杉並区就労支援センター利用者
場 所	ウェルファーム杉並 セミナー室
テーマ・内容	「自己理解プログラム体験」自己分析、自己PRの作成
講 師	(株)エンカレッジ代表取締役
参加者	14人

別表3-2 地域の支援者向けセミナー（雇用支援ネットワーク会議）

実施日	令和4年10月11日（火）
対象者	障害者通所施設職員、相談支援事業所職員、関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ・内容	会社概要と障害者雇用の取り組み
講 師	三井不動産リアルティ(株) シニアコンサルタント
参加者	26人

実施日	令和5年1月10日（火）
対象者	障害者通所施設職員、相談支援事業所職員、関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ・内容	個別支援計画の立て方
講 師	杉並区障害者生活支援課 就労支援担当係長
参加者	16人

別表 3-3 家族向けセミナー・交流会

実施日	令和4年9月12日(月)
対象者	就労を考えている障害のある方の家族、障害者施設などの関係機関の職員
場 所	杉並区障害者福祉会館 第一、二会議室
テーマ・内容	就労前、就労後の親の役割について
講 師	東京都教育庁指導部 特別支援教育推進室 就労支援員
参加者	18人
実施日	令和5年3月27日(月)
対象者	就労を考えている障害のある方の家族、障害者施設などの関係機関の職員
場 所	杉並区障害者福祉会館 第一、二会議室
テーマ・内容	障害のある子の家族が知っておきたい『親なきあと』～『親あるあいだ』の準備(障害のある人の『親なきあと』～お金の残し方と暮らし方～)
講 師	渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室主宰
参加者	17人

別表 3-4 企業向けセミナー

実施日	令和4年11月15日(火)
対象者	事業主、人事担当者、障害者施設等の関係職員
場 所	事業団会議室 Zoomによるリモート配信
テーマ・内容	第一部 講演「東京障害者職業センターによる企業支援について」 第二部 講演「三井不動産株式会社での取り組みについて」
講 師	東京障害者職業センター次長、三井不動産(株)事業主任
参加企業	11社

別表 3-5 ワークサポートセミナー(区民向けセミナー)

実施日	令和5年2月24日(金)
対象者	杉並区内在住の方、企業就労を考えている障害のある方、障害のある方のご家族、障害者施設等の関係職員、人事担当者
場 所	コミュニティ・プラットホーム・あだち
テーマ・内容	第一部 講演「これからの就労支援とは」 第二部 対談「これからの就労支援について」 対談の様子をライブ配信
講 師	特定非営利活動法人 WEL'S 理事長
対談者	特定非営利活動法人 WEL'S 理事長、ソランピュア(株)事業推進部長、 順天堂大学スポーツ健康科学部准教授

別表 4 地域イベント参加一覧

実施日	イベント名	会 場	内 容
—	福祉会館まつり	杉並区障害者福祉会館	(中止)
11月28日～ 12月4日	杉並区障害者週間 事業	杉並区役所	障害者団体・施設紹介映像 (スライド)の投影など
—	地域美化事業	下高井戸八幡神社	(中止)

別表5 雇用支援ネットワーク会議（実務担当者会12回）

令和4年度の実施目標		「支援体制づくりと支援力の強化」	
回数	日程	内容	備考
第1回	4月12日	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介（杉並区障害者雇用支援事業団 常務理事・事務局長挨拶） 令和4年度 実施計画について 令和4年度「ハローワーク求人票」等の送信希望の確認について 各施設・機関の事業実施状況の報告等について 	21名
第2回	5月10日	<ul style="list-style-type: none"> 挨拶（杉並区保健福祉部障害者生活支援課長） 杉並区障害者地域相談支援センターすまいる高井戸の事業概要の説明について 令和4年度「職場実習事業」等の説明について 	22名
第3回	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討①「退職後に再就職をして上手くいったケース～退職・再就職の見極め～」について（どんまい福祉工房） 企業見学会（8月予定）の検討について 	15名
第4回	7月12日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用対策の現状とハローワークの支援、企業が本人・支援機関等に望むことについて（ハローワーク） 外部講師による研修の検討について 	22名
第5回	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> 企業見学会 多くの障害者を雇用し、社内でも障害者雇用の理解を進め、日頃から当事者が働きやすい取り組みを実践している㈱ビームスの企業見学会を支援者向けに実施 	11名
第6回	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討②「経済面をはじめとする生活全般に困難さを抱える知的障害者夫婦のケース」について（ワークサポート杉並） 企業見学会（8/23実施）の振り返りについて 外部講師による研修等の検討について 	18名
第7回	10月11日	<ul style="list-style-type: none"> 「会社概要と障害者雇用の取り組み」について（三井不動産リアルティ㈱ シニアコンサルタント）《研修（講話）》 	26名
第8回	11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 企業ご担当者からの求人情報のご説明について（4社） 企業交流会 求人情報の説明をした企業ご担当者との交流、意見交換を実施 	15名
第9回	12月13日	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討③「退職後に再就職をして上手くいったケース（6/14実施）のその後～本人へのインタビュー～」について（どんまい工房） 企業交流会（11/8実施）の振り返りについて 	15名
第10回	1月10日	<ul style="list-style-type: none"> 「個別支援計画の立て方」について（杉並区障害者生活支援課 就労支援担当係長）《研修（演習）》 	16名
第11回	2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用支援ネットワーク会議に期待すること」の報告について（働きかたサポート部会の委員） 「働き方サポート部会の報告を受けた雇用支援ネットワーク会議での取り組み」について 	22名
第12回	3月14日	<ul style="list-style-type: none"> 新規参加団体「くらしのサポートステーション（生活自立支援窓口）」の事業概要の説明について 令和4年度の振り返りについて 令和5年度の取り組みについて 	20名

※ 第5回を除いたすべての回で、近況報告・連絡事項を設けている。

IV 事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

《 参考資料 》

1 利用登録者の状況 令和4年度 (p.5)

① 登録者（全体）の障害別・年代別状況

(単位：人)

		15歳 ～ 17歳	18歳 ～ 20歳	21歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	不明	障害 種別 合計
身体 障害者	視覚障害			1	2	1	4	5		13
	聴覚障害		1		5	2	5	3		16
	平衡機能障害				1					1
	音声・言語・咀嚼機能障害				1	2		1		4
	肢体不自由（1～3級）			2	13	11	7	8		41
	肢体不自由（4～7級）			1	2	2	9	6	1	21
	内部障害 ※1				4	3	5	2		14
	小 計	0	2	4	28	21	30	25	1	110
知的 障害者	愛の手帳1度									0
	2度			3	1					4
	3度		5	26	27	17	7	2		84
	4度		45	161	110	59	51	11		437
	小 計	0	50	190	138	76	58	13	0	525
精神 障害者	障害者手帳1級			1		1	3			5
	2級		1	21	69	76	49	19		235
	3級		4	62	158	106	102	23		455
	小 計	0	5	84	227	183	154	42	0	695
手帳 なし	精神障害 (うつ病・統合失調症など)			1	3	3	2	1		10
	発達障害				1					1
	てんかん									0
	高次脳機能障害									0
	難病患者				1		1	1		3
	その他						0			0
	小 計	0	0	1	5	3	3	2	0	14
合 計		0	56	279	398	283	245	82	1	1,344

※1 内部障害:心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害等

※2 重複障害者の場合は主な障害で分類している

② 新規登録者の性別・年代別状況

(単位:人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	11	15	13	6	3	0	48
女	5	11	10	8	4	1	39
合計	16	26	23	14	7	1	87

2 就職者の状況 令和4年度 (p.5)

① 就職者の障害別、就業時間別状況

(単位:人)

		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20~29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
身体障害者	視覚障害				0
	聴覚障害				0
	平衡機能障害				0
	音声・言語・咀嚼機能障害				0
	肢体不自由(1~3級)				0
	肢体不自由(4~7級)		1		1
	内部障害	1			1
	小計	1	1	0	2
知的障害者	愛の手帳1度				0
	2度				0
	3度	1			1
	4度	7	1		8
	小計	8	1	0	9
精神障害者	障害者手帳1級		1		1
	2級	7	1		8
	3級	16	4	1	21
	小計	23	6	1	30
手帳なし					
	小計	0	0	0	0
合計※		32	8	1	41

重複障害者の場合は主な障害で分類している

※ うち発達障害12人、てんかん1人を含む

② 就職先の業種別内訳 (単位：人)

業 種	人 数	
建設業	0	
製造業	2	
電気・ガス業	0	
情報通信業	3	
運輸業	0	
卸売・小売業	7	
金融・保険業	3	
不動産業	1	
飲食店・宿泊業	1	
医療・福祉	6	
教育・学習支援	2	
その他 サービス業	特例子会社	7
	国都区・障害者採用	7
	都チャレンジ雇用	0
	清掃・保守請負関係	2
	その他	0
合 計	41	

③ 就職先の業務内訳 (単位：人)

業 務	人 数
事務・事務補助	26
清掃	6
軽作業	4
食器洗浄、調理接客・補助	2
介護補助	2
その他	1
合 計	41

④ 就職先の企業規模別内訳 (単位：人)

企業規模	人 数
大企業	27
中小企業※	14
合 計	41

※ 中小企業とは、
従業員300人以下の事業者

3 離職者の状況 令和4年度

① 離職者の障害別・就労期間別状況 (単位：人)

	6ヶ月未満 ※1	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
身体障害者	0	1	1	1	0	3
知的障害者	1	2	2	2	7	14
精神障害者	2	2	9	2	6	21
手帳なし等	0	0	0	0	0	0
合 計※2	3	5	12	5	13	38

※1 半年勤務で終了は6ヶ月未満とカウント

※2 うち発達障害7人、てんかん2人を含む

② 離職者の障害別・離職理由別状況（注：合計の上位の離職理由から順に記載）（単位：人）

	① 障害・ 病気	② キャリア アップ	③ 労働条件 が 合わない	④ 業務遂行 上の課題	⑤ 人間関係 の悪化	⑥ 労働意欲 の課題	⑦ 職場以外 の要因	⑧ その他(転 居、契約 満了等)	合計
身体障害者	1	2	0	0	0	0	0	0	3
知的障害者	6	1	3	1	1	0	1	1	14
精神障害者	7	5	5	1	0	1	0	2	21
手帳なし等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計※	14	8	8	2	1	1	1	3	38

※ 38名のうち10名は再就職（うち発達障害3人を含む）

4 職場定着の状況 令和4年度（p.6）

① 各事業年度における経過月数別の職場定着率の状況（単位：%）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
前年度就職者 12月経過時	73.1	66.7	87.7	85.2	77.4
前々年度就職者 24月経過時	—	65.7	60.3	76.5	68.5
前々々年度就職者 36月経過時	—	51.6	58.2	49.2	67.9

② 就職年度別職場定着者数・定着率の推移

	当初就職者数	12月経過時	24月経過時	36月経過時
		継続者数	継続者数	継続者数
		定着率	定着率	定着率
H28年度就職者	62人	—	—	32人
		—	—	51.6%
H29年度就職者	67人	49人	44人	39人
		73.1%	65.7%	58.2%
H30年度就職者	63人	42人	38人	31人
		66.7%	60.3%	49.2%
R1年度就職者	81人	71人	62人	55人
		87.7%	76.5%	67.9%
R2年度就職者	54人	46人	37人	
		85.2%	68.5%	
R3年度就職者	31人	24人		
		77.4%		

5 就労移行支援事業 利用者状況(杉並区障害者雇用支援センター)令和4年度(p. 13)

① 月別利用者(契約者)数 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	10	10	7	7	7	7	7	7	7	9	11	11
女	5	6	5	4	4	4	3	3	2	3	3	3
合計	15	16	12	11	11	11	10	10	9	12	14	14

② 月別入所者・就職者数 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	2	0
就職	0	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0
他退所	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
月末	13	16	12	11	11	9	10	10	9	12	14	14

③ 利用者(契約者)の性別・年代別状況 (単位:人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	2	8	1	3	1	0	15
女	1	4	1	1	1	0	8
合計	3	12	2	4	2	0	23

④ 利用者(契約者)の障害別状況 (単位:人)

身体障害	知的障害	精神障害※	その他・手帳なし	合計
0	12	11	0	23

※うち発達障害7人を含む

6 就労定着支援事業利用者状況(杉並区障害者雇用支援センター)令和4年度(p. 15)

① 月別利用者(契約者)数 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5
女	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	7	7	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6

② 利用者(契約者)の性別・年代別状況 (単位:人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	0	3	1	2	0	0	6
女	0	2	0	0	0	0	2
合計	0	5	1	2	0	0	8

7 団体会員 13団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ	8	特定非営利活動法人 あおば福祉会
2	社会福祉法人 杉並希望の家	9	特定非営利活動法人 障害者就労支援センター どんまい福祉工房
3	社会福祉法人 済美会済美職業実習所	10	一般社団法人 ハミングバード tori dori
4	社会福祉法人 済美会ひまわり作業所	11	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所にしおぎ館
5	杉並・あしたの会福祉作業所	12	一般社団法人 ワークみらい 就労継続支援 B型事業所 ワークみらい
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	13	特定非営利活動法人 TRY 福祉会 就労継続支援 B型事業所 ゆい企画
7	社会福祉法人 いたるセンター あけぼの作業所		

8 賛助会員 4件

令和4年度

理事会・評議員会開催状況

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿

I 理事会開催状況

回数	開催年月日	議案番号	件名	結果
第1回	令和4年 4月1日 書面決議	議案第1号 議案第2号	常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件について	原案決定 原案決定
第2回	令和4年 4月26日	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 報告事項	令和3年度事業報告について 令和3年度決算報告について 理事候補者の推薦について 令和4年度第1回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承
第3回	令和4年 8月22日	議案第7号 議案第8号 議案第9号 報告事項(1) 報告事項(2) 報告事項(3) その他	理事候補者の推薦について 評議員候補者の推薦について 令和4年度第2回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 事業実績報告について 企業向けアンケート調査の結果について 区障害者分野の計画改定について [区障害者生活支援課]	原案決定 原案決定 原案決定 報告了承 報告了承 報告了承 報告聴取
第4回	令和4年 9月2日 書面決議	議案第10号	副理事長の選定について	原案決定
第5回	令和4年 10月3日 書面決議	議案第11号 議案第12号	理事候補者の推薦について 令和4年度第3回評議員会の「決議の省略」について	原案決定 原案決定
第6回	令和4年 10月31日 書面決議	議案第13号	理事長の選定について	原案決定
第7回	令和4年 12月16日	議案第14号 報告事項(1) 報告事項(2)	職員給与の改定について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 事業実績報告について	原案決定 報告了承 報告了承
第8回	令和5年 3月22日	議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号	令和5年度事業計画について 令和5年度収支予算について 常務理事の報酬額に関する規則の一部改正について 評議員候補者の推薦について 理事候補者の推薦について 令和4年度第4回評議員会の招集について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定

役員名簿

(令和5年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	渡辺 幸一	杉並区副区長
副理事長	杉原 千鶴子	杉並区障害者団体連合会
常務理事	鈴木 雄一	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理事	谷川 順子	済美会理事 済美福祉相談室代表
理事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理事	成見 順美	杉並区商店会連合会副会長
理事	山下 達雄	杉並産業協会常任理事
理事	牧野 光洋	東京商工会議所杉並支部副会長
理事	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
理事	安藤 利貞	杉並区シルバー人材センター常務理事
理事	喜多川 和美	杉並区保健福祉部長
監事	若原 文安	日本公認会計士協会東京会杉並会副会長
監事	森 雅之	杉並区会計管理室長

Ⅱ 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和4年 5月11日	議案第1号 議案第2号 報告事項	令和3年度決算報告について 理事の選任について 令和3年度事業報告について	原案決定 原案決定 原案決定
第2回	令和4年 8月29日	議案第3号 議案第4号 報告事項(1) 報告事項(2) その他	理事の選任について 評議員の選任について 事業実績報告について 企業向けアンケート調査の結果について 区障害者分野の計画改定について [区障害者生活支援課]	原案決定 原案決定 報告了承 報告了承 報告聴取
第3回	令和4年 10月11日 書面決議	議案第5号	理事の選任について	原案決定
第4回	令和5年 3月29日	議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号	令和5年度事業計画について 令和5年度収支予算について 評議員の選任について 理事の選任について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定

評議員名簿

(令和5年3月31日現在)

氏 名	備 考
吉本 光希	同愛会 東京事業本部 杉並地域 統括所長
山本 純也	ラルゴ 工房ラルゴ管理者
富田 路易	杉並区障害者団体連合会(杉並区肢体不自由児者父母の会副会長)
猪股 恵	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会副会長)
山本 裕子	杉並区障害者団体連合会(杉並家族会会長)
下田 一紀	東京都手をつなぐ育成会 杉並障害者自立生活支援センターすだち 管理者
住田 嘉久	杉並産業協会副会長
神谷 次彦	東京商工会議所杉並支部副会長 工業分科会会長
小森田 眞由美	杉並障害者福祉会館運営協議会 文化・ボランティア推進事業部長
中島 千恵美	杉並区民生委員児童委員協議会和田堀地区副会長
澁谷 達雄	杉並区町会連合会常任理事

令和4年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,112,822	26,686,276	△ 2,573,454
未収金	8,181,291	6,228,553	1,952,738
流動資産合計	32,294,113	32,914,829	△ 620,716
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	479,862,677	479,822,396	40,281
定期預金	23,232,006	23,088,806	143,200
普通預金	0	143,200	△ 143,200
基本財産合計	503,094,683	503,054,402	40,281
(2) 特定資産			
公益事業運営対策積立資産	7,568,345	13,438,747	△ 5,870,402
特定資産合計	7,568,345	13,438,747	△ 5,870,402
(3) その他固定資産			
車両運搬具	2,303,228	3,109,179	△ 805,951
什器備品	304,920	366,828	△ 61,908
リサイクル預託金	15,260	15,260	0
その他固定資産合計	2,623,408	3,491,267	△ 867,859
固定資産合計	513,286,436	519,984,416	△ 6,697,980
資産合計	545,580,549	552,899,245	△ 7,318,696
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,098,202	6,036,793	61,409
預り金	5,515,976	6,129,633	△ 613,657
流動負債合計	11,614,178	12,166,426	△ 552,248
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	11,614,178	12,166,426	△ 552,248
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	503,094,683	503,054,402	40,281
指定正味財産合計	503,094,683	503,054,402	40,281
(うち基本財産への充当額)	(503,094,683)	(503,054,402)	(40,281)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	30,871,688	37,678,417	△ 6,806,729
(うち特定資産への充当額)	(7,568,345)	(13,438,747)	(△ 5,870,402)
正味財産合計	533,966,371	540,732,819	△ 6,766,448
負債及び正味財産合計	545,580,549	552,899,245	△ 7,318,696

正味財產增減計算書

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	9,261	9,261	0
基本財産受取利息振替額	2,592,000	3,162,921	△ 570,921
基本財産運用益計	2,601,261	3,172,182	△ 570,921
受取会費			
団体正会員受取会費	13,000	11,000	2,000
賛助会員受取会費	19,000	20,000	△ 1,000
受取会費計	32,000	31,000	1,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	2,031,505	1,856,346	175,159
受託事業収入	74,559,708	75,948,924	△ 1,389,216
受取訓練等給付金	33,257,090	33,760,937	△ 503,847
受取利用者負担金	169,962	74,400	95,562
施設外就労業務事業収入	0	60,000	△ 60,000
事業収益計	110,018,265	111,700,607	△ 1,682,342
受取補助金等			
受取都補助金	0	10,000	△ 10,000
受取区補助金	15,445,928	15,058,427	387,501
受取区サービス推進補助金	3,032,000	3,661,200	△ 629,200
受取区交通費等補助金	722,868	707,572	15,296
受取施設臨時給付金	27,900	0	27,900
受取物価高騰緊急対策補助金	182,000	0	182,000
受取補助金等計	19,410,696	19,437,199	△ 26,503
雑収益			
受取利息	530	798	△ 268
雑収益	21,300	23,000	△ 1,700
雑収益計	21,830	23,798	△ 1,968
経常収益計	132,084,052	134,364,786	△ 2,280,734
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,353,823	5,373,693	△ 19,870
給料手当	38,993,378	39,479,508	△ 486,130
非常勤職員報酬	39,816,917	38,058,595	1,758,322
通勤交通費	2,679,876	2,977,265	△ 297,389
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	229,766	220,910	8,856
法定福利費	14,937,399	14,908,455	28,944
旅費交通費	1,184,915	1,126,495	58,420
通信運搬費	1,527,213	1,164,737	362,476
減価償却費	827,561	422,986	404,575
消耗品費	3,903,572	2,969,146	934,426
修繕費	145,074	521,129	△ 376,055
印刷製本費	252,230	290,785	△ 38,555
燃料費	39,586	34,197	5,389
光熱水料費	1,619,978	1,245,321	374,657
賃借料	1,766,399	1,220,741	545,658
支払保険料	836,393	700,090	136,303
諸謝金	2,085,300	1,133,000	952,300
租税公課	5,636,200	5,756,800	△ 120,600
支払負担金	207,200	232,750	△ 25,550

委託費	8,236,795	8,261,791	△ 24,996
図書費	3,520	0	3,520
訓練奨励金	42,000	50,000	△ 8,000
支払報酬	244,800	244,800	0
支払利用者工賃	714,014	687,348	26,666
外注加工費	1,126,842	997,839	129,003
施設外就労作業工賃	0	60,000	△ 60,000
支払交通費給付金	288,668	332,372	△ 43,704
支払給食費給付金	462,100	375,200	86,900
雑費	332,867	403,409	△ 70,542
事業費計	134,694,386	130,449,362	4,245,024
管理費			
役員報酬	1,710,454	1,647,426	63,028
非常勤職員報酬	480,995	509,448	△ 28,453
通勤交通費	16,896	69,246	△ 52,350
福利厚生費	6,517	5,411	1,106
法定福利費	536,895	542,303	△ 5,408
旅費交通費	1,968	2,487	△ 519
通信運搬費	179,037	69,196	109,841
減価償却費	40,298	19,004	21,294
消耗品費	70,592	68,580	2,012
修繕費	0	12,925	△ 12,925
印刷製本費	277,609	638,633	△ 361,024
光熱水料費	85,263	65,543	19,720
賃借料	67,697	39,967	27,730
諸謝金	16,000	12,000	4,000
租税公課	73,684	62,330	11,354
委託費	395,930	375,779	20,151
図書費	54,567	50,811	3,756
会議費	17,800	13,983	3,817
渉外交流費	25,968	5,724	20,244
雑費	138,225	93,619	44,606
管理費計	4,196,395	4,304,415	△ 108,020
経常費用計	138,890,781	134,753,777	4,137,004
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,806,729	△ 388,991	△ 6,417,738
当期経常増減額	△ 6,806,729	△ 388,991	△ 6,417,738
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
車両運搬具売却益	0	40,619	△ 40,619
経常外収益計	0	40,619	△ 40,619
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	40,619	△ 40,619
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,806,729	△ 348,372	△ 6,458,357
当期一般正味財産増減額	△ 6,806,729	△ 348,372	△ 6,458,357
一般正味財産期首残高	37,678,417	38,026,789	△ 348,372
一般正味財産期末残高	30,871,688	37,678,417	△ 6,806,729
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,632,281	3,218,200	△ 585,919
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 2,592,000	△ 3,162,921	570,921
当期指定正味財産増減額	40,281	55,279	△ 14,998
指定正味財産期首残高	503,054,402	502,999,123	55,279
指定正味財産期末残高	503,094,683	503,054,402	40,281
III 正味財産期末残高	533,966,371	540,732,819	△ 6,766,448

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	9,261	0	9,261
基本財産受取利息振替額	0	2,592,000	0	2,592,000
基本財産運用益計	0	2,601,261	0	2,601,261
受取会費				
団体正会員受取会費	13,000	0	0	13,000
賛助会員受取会費	19,000	0	0	19,000
受取会費計	32,000	0	0	32,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	2,048,505	0	△ 17,000	2,031,505
受託事業収入	74,559,708	0	0	74,559,708
受取訓練等給付金	33,257,090	0	0	33,257,090
受取利用者負担金	169,962	0	0	169,962
事業収益計	110,035,265	0	△ 17,000	110,018,265
受取補助金等				
受取区補助金	13,891,465	1,554,463	0	15,445,928
受取区サービス推進補助金	3,032,000	0	0	3,032,000
受取区交通費等補助金	722,868	0	0	722,868
受取施設臨時給付金	27,900	0	0	27,900
受取物価高騰緊急対策補助金	182,000	0	0	182,000
受取補助金等計	17,856,233	1,554,463	0	19,410,696
雑収益				
受取利息	157	373	0	530
雑収益	21,300	0	0	21,300
雑収益計	21,457	373	0	21,830
経常収益計	127,944,955	4,156,097	△ 17,000	132,084,052
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,353,823	0	0	5,353,823
給料手当	38,993,378	0	0	38,993,378
非常勤職員報酬	39,816,917	0	0	39,816,917
通勤交通費	2,679,876	0	0	2,679,876
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	229,766	0	0	229,766
法定福利費	14,937,399	0	0	14,937,399
旅費交通費	1,184,915	0	0	1,184,915
通信運搬費	1,527,213	0	0	1,527,213
減価償却費	827,561	0	0	827,561
消耗品費	3,903,572	0	0	3,903,572
修繕費	145,074	0	0	145,074
印刷製本費	252,230	0	0	252,230
燃料費	39,586	0	0	39,586
光熱水料費	1,619,978	0	0	1,619,978
賃借料	1,766,399	0	0	1,766,399
支払保険料	836,393	0	0	836,393
諸謝金	2,085,300	0	0	2,085,300
租税公課	5,636,200	0	0	5,636,200
支払負担金	207,200	0	0	207,200

委託費	8,253,795	0	△ 17,000	8,236,795
図書費	3,520	0	0	3,520
訓練奨励金	42,000	0	0	42,000
支払報酬	244,800	0	0	244,800
支払利用者工賃	714,014	0	0	714,014
外注加工費	1,126,842	0	0	1,126,842
支払交通費給付金	288,668	0	0	288,668
支払給食費給付金	462,100	0	0	462,100
雑費	332,867	0	0	332,867
事業費計	134,711,386	0	△ 17,000	134,694,386
管理費				
役員報酬	0	1,710,454	0	1,710,454
非常勤職員報酬	0	480,995	0	480,995
通勤交通費	0	16,896	0	16,896
福利厚生費	0	6,517	0	6,517
法定福利費	0	536,895	0	536,895
旅費交通費	0	1,968	0	1,968
通信運搬費	0	179,037	0	179,037
減価償却費	0	40,298	0	40,298
消耗品費	0	70,592	0	70,592
印刷製本費	0	277,609	0	277,609
光熱水料費	0	85,263	0	85,263
賃借料	0	67,697	0	67,697
諸謝金	0	16,000	0	16,000
租税公課	0	73,684	0	73,684
委託費	0	395,930	0	395,930
図書費	0	54,567	0	54,567
会議費	0	17,800	0	17,800
渉外交流費	0	25,968	0	25,968
雑費	0	138,225	0	138,225
管理費計	0	4,196,395	0	4,196,395
経常費用計	134,711,386	4,196,395	△ 17,000	138,890,781
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,766,431	△ 40,298	0	△ 6,806,729
当期経常増減額	△ 6,766,431	△ 40,298	0	△ 6,806,729
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,766,431	△ 40,298	0	△ 6,806,729
当期一般正味財産増減額	△ 6,766,431	△ 40,298	0	△ 6,806,729
一般正味財産期首残高	17,363,066	20,315,351	0	37,678,417
一般正味財産期末残高	10,596,635	20,275,053	0	30,871,688
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	2,632,281	0	2,632,281
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	0	△ 2,592,000	0	△ 2,592,000
当期指定正味財産増減額	0	40,281	0	40,281
指定正味財産期首残高	0	503,054,402	0	503,054,402
指定正味財産期末残高	0	503,094,683	0	503,094,683
III 正味財産期末残高	10,596,635	523,369,736	0	533,966,371

財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法□
満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
車両運搬具、什器備品・・・定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理□
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,822,396	40,281	0	479,862,677
定期預金	23,088,806	143,200	0	23,232,006
普通預金	143,200	0	143,200	0
小 計	503,054,402	183,481	143,200	503,094,683
特定資産				
公益事業運営対策積立資産	13,438,747	0	5,870,402	7,568,345
小 計	13,438,747	0	5,870,402	7,568,345
合 計	516,493,149	183,481	6,013,602	510,663,028

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
投資有価証券	479,862,677	(479,862,677)	(0)	—
定期預金	23,232,006	(23,232,006)	(0)	—
小 計	503,094,683	(503,094,683)	0	—
特定資産				
公益事業運営対策積立資産	7,568,345	0	(7,568,345)	—
小 計	7,568,345	0	(7,568,345)	—
合 計	510,663,028	(503,094,683)	(7,568,345)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	4,044,590	1,741,362	2,303,228
什器備品	924,000	619,080	304,920
合計	4,968,590	2,360,442	2,608,148

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
大阪府公募公債 第373回	99,992,072	100,209,000	216,928
福岡市公募公債 2019年第3回	100,000,000	91,930,000	△ 8,070,000
第174回利付国債	79,870,605	73,072,000	△ 6,798,605
千葉県公募公債 第31回	100,000,000	89,870,000	△ 10,130,000
第95回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	89,310,000	△ 10,690,000
合計	479,862,677	444,391,000	△ 35,471,677

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	1,343,573	16,773,000	16,789,501	1,327,072	流動負債
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	51,000	2,350,500	3,083,000	△ 681,500	流動資産
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	△ 147,300	529,306	722,868	△ 340,862	流動資産
区障害者施設臨時給付金	杉並区	0	27,900	27,900	0	—
区障害福祉サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金	杉並区	0	0	182,000	△ 182,000	流動資産
合計		1,247,273	19,680,706	20,805,269	122,710	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除（基本財産受取利息）	2,592,000

附 属 明 细 书

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,822,396	40,281	0	479,862,677
	定期預金	23,088,806	143,200	0	23,232,006
	普通預金	143,200	0	143,200	0
	基本財産計	503,054,402	183,481	143,200	503,094,683
	公益事業運営対策積立資産	13,438,747	0	5,870,402	7,568,345
	特定資産計	13,438,747	0	5,870,402	7,568,345
その他固定資産	車両運搬具	3,109,179	0	805,951	2,303,228
	什器備品	366,828	0	61,908	304,920
	リサイクル預託金	15,260	0	0	15,260
	その他固定資産計	3,491,267	0	867,859	2,623,408

2. 引当金の明細

引当金の計上なし

財 産 目 録

財 産 目 録
令和 5年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金 預金	手元保管現金	運転資金	452,934	
		普通預金			
	未収金	みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	20,761,479	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	532,350	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	2,366,059	
		東京都国民健康保険団体連合会他	訓練等給付金(2・3月分)	6,088,736	
		第373回大阪府公募公債等	基本財産である債券の経過利息	644,205	
		杉並区	令和4年度杉並区サービス推進補助金 1月～3月分	681,500	
		同上	令和4年度交通費、給食費補助金 10月～3月分	340,862	
		同上	令和4年度物価高騰緊急対策補助金	182,000	
(株)第一産業他3件	軽作業事業収入(3月分)	219,296			
その他 2件	利用者負担金(3月分)等	24,692			
流動資産合計				32,294,113	
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	大阪府公募公債 第373回	管理業務用財産であり、運用益を管理費の財源として使用している。	99,992,072
			福岡市公募公債2019年第3回	同上	100,000,000
			第174回利付国債	同上	79,870,605
			千葉県公募公債 第31回	同上	100,000,000
			第95回地方公共団体金融機構債券	同上	100,000,000
			西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000
			東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000
			山梨中央銀行 荻窪支店	同上	3,232,006
	特定資産	公益事業 運営対策 積立資産	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	特定費用準備資金であり、公益目的事業の将来の収益の変動に備えるための資金である。	7,568,345
	その他固定資産	車両運搬 具	軽自動車、バン、3輪バイク	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	2,303,228
	什器備品	紙折機、結束機	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	304,920	
	リサイクル 預託金	軽自動車、バン	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	15,260	
固定資産合計				513,286,436	
資産合計				545,580,549	

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びびパートタイ マ報酬 3月分	796,066
		日本年金機構	社会保険料 3月分	1,038,522
		杉並区	建物管理委託費 12月～3月分	1,515,022
		杉並区	水熱水費 12月～3月分	666,748
		(有)ボトムライン	ドメイン更新料他 3月分	24,310
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	11,616
		和泉ビジネスマシン	コピーチャージ料他 3月分	119,169
		(株)NTTドコモ	携帯電話料金 3月分	3,492
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	45,325
		ニフティ(株)	インターネット他使用料 2,3月 分	96,491
		(株)LITALICO	事業所運営サポートパック 3月分	27,280
		UCCコーヒープロフェッショナル(株)	コーヒー豆等 3月分	8,942
		AIG損害保険(株)	普通傷害保険(余暇支援行事保 険)追加分	522
		杉並税務署	未払消費税額	1,327,000
		特非)杉並いずみ他4件	軽作業(3月分)の未払額	120,142
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月～3 月分	211,378
		訓練生	軽作業工賃 3月分	83,177
訓練生	実習奨励金 3月分	3,000		
預り金	杉並区	令和4年度杉並区補助金返還金	1,327,072	
	杉並区	令和4年度就労支援センター事業受託 料運営費返還金	3,927,292	
	日本年金機構	社会保険料	261,612	
流動負債合計			11,614,178	
固定負債合計			0	
負債合計			11,614,178	
正味財産			533,966,371	

令和4年度

監 査 報 告 書

令和5年4月18日

監 査 報 告 書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

理 事 長 渡 辺 幸 一 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監 事 若 原 文 安

監 事 森 雅 之

私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

- (1)業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2)会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 会員

(会員)

第47条 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。

令和 5 年 度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

令和5年度事業計画書	-----	1
令和5年度収支予算書	-----	9

令和5年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

事業計画書

I 基本方針

ここ数年、新型コロナウイルス感染症による大きな波が全国に何度も押し寄せた。こうした中であっても、東京労働局の集計（令和4年6月1日現在）によれば、都内民間企業の雇用障害者数は約22万8千人で、前年比約8千9百人増加、実雇用率では2.14%と前年から0.05ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。障害者の法定雇用率を達成した企業の割合は32.5%と前年から1.6ポイント上昇した。

また、国の障害者就労支援施策の大きな動向としては、民間企業に義務付けられている法定雇用率が、現在の2.3%から段階的に引き上げられ、令和6年4月に2.5%、令和8年7月には2.7%となることが決まっている。

そして、令和6年4月以降、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大のため、当該短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）が実雇用率の算定の対象となるとともに、「就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用」、さらに就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援の創設」などが順次施行される。

こうした状況の中、令和5年度は当事業団の「障害者就労支援事業推進プラン」改定の年に当たるため、様々な課題・目標に対応しながら同プランの検討・策定を進めるとともに、杉並区から受託して実施する障害者就労支援センター事業、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業・就労定着支援事業、そして定款に定められた各種事業を着実に実施していく。

また、具体的には以下の項目を重点的に取り組むこととする。

- ① 障害者の多様な就労ニーズに対する各種アセスメント（職業評価・GATB(一般職業適性検査)・PCスキルチェック)の充実
- ② 働く障害者の1年後の職場定着率の向上
- ③ 支援困難ケースに対するチーム及び職員個々の対応力の向上
- ④ 地域のニーズに応じた障害福祉サービス（生活訓練）等の検討

なお、各種事業の実施に当たっては常に見直しを行い、より効率的な事業執行に努めるとともに、日常の業務及びOJT研修などを通じて障害者の就労支援と企業の雇用支援を支える人材の育成・確保を図ることにより、利用者に対するサービスの質を高めていく。

II 事業計画

事業名	事業内容	
障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援(第1号事業)		
1 就労相談	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する情報の提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含め他機関と連携した幅広い相談業務を行う。 ・相談時間帯の拡大【推進プランP.12】 ・求人情報検索サービスの提供【推進プランP.12】 	
2 利用者に対する就労・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに、必要な生活支援を一体的に行う。就職後は安定して働き続けられるよう各種支援を行う。また、積極的なオンライン活用を図る。 ・就職している知的障害者及び精神・発達障害者に対して、オンライン活用などを検討し、余暇活動支援の充実を図る。 【推進プランP.13】 ・生活スキル向上プログラム(独自サービス)の実施【推進プランP.18】 ・就職準備フェアの実施(杉並・新宿・中野 3事業団合同) 3事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催により、働く心構えに関する就職準備講座や障害者雇用を進めている企業の人事担当者と就労している障害者から話を聴く機会を設け、これから就職に向けた利用者の意識の向上を図る。 	
3 職場体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が就職への意欲を高められるよう、区役所や企業等での職場体験実習や障害者が就労している企業の見学会を行う。 ・企業見学会と企業等体験実習の充実【推進プランP.19】 	
4 職業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・就労面での課題等について職業評価を充実することにより、支援計画の策定や円滑な就労支援活動に役立てる。 ・PCスキルチェックの実施【推進プランP.12】 PC操作、入力作業に自信のない障害者を対象に基本的なスキルをアセスメントし、障害者自身の就労活動等に活用する。 	
事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援(第2号事業)		
1 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> (1)企業向け簡易リーフレット等の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・区内企業の雇用支援に伴い、障害特性とその対応に関する内容等を盛り込んだ簡易リーフレット等を作成し配付する。 (2)個別相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対し障害者の雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。 	
2 企業向けセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に関するセミナーを開催し、障害者に対する理解を深めることにより、企業における障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着の向上を図る。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	通年	就労を希望する障害者、現に就労している障害者	電話相談 9,000件 来所相談 1,500件 訪問相談 2,500件	
	通年(週2日)	〃	毎火・木曜日、19時まで相談延長	
	随時	〃	随時提供	
	通年	就労を希望する障害者、就労中で職場定着支援あるいは転職を希望する障害者、特別支援学校卒業者等	新規登録者 100人 登録者累計 1,300人 新規就職者数 90人 定着支援対象者数 840人 ワクサボ広場 年24回 知的障害者向け交流会 年2回 精神障害者向け交流会 年2回 発達障害者向け交流会 年1回 PC講習会 年6回	
	随時	〃	生活スキル向上プログラム 年10人	
	令和5年下半期	家族・企業担当者等を含む	参加者 120人	
	随時	区内福祉施設等利用者で就職を希望する	職場体験実習 年55人	
	随時	障害者及び施設支援員	企業見学会 年2回	
	随時	就労等を希望する障害者、特別支援学校生	評価実施 40件	
	随時	〃	実施 12件	
	随時	事業主	100部	
	随時	事業主	2,300件	
	通年	事業主	セミナー・情報交換会 年1回	

事業名	事業内容	
障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)		
1 広報活動	<p>(1)ワークサポート杉並だよりの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用支援事業団の活動状況等を紹介する機関紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。 <p>(2)事業団ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団等の情報を迅速に提供するとともに、様々な事業活動を掲載するなど内容の充実を図る。 ・就職者の状況を伝えるブログを設け、就職者と支援担当職員のコメンを掲載する。 <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等に参加し、事業団のPR活動に努める。 	
2 セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労、雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労全般に関する理解を深める。 ・本人、家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施【推進プランP.13】 ・若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施【推進プランP.16】 	
3 就労情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携と区内の事業所や団体との情報交換を行い、障害者の実習や就労等に関する情報を収集する。 	
4 障害者就労に関する調査等	<p>(1)職域開拓の調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内企業の職場開拓【推進プランP.15】 ・短時間就労に向けた取り組みの強化【推進プランP.15】 <p>東京都内民間企業の障害者雇用状況報告提出企業一覧のうち、杉並区に所在地のある企業からのアンケート返信の結果(41社)を踏まえ実習場所の開拓、障害理解の促進等を図る。</p> <p>(2)利用登録者を対象とした調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録している障害者の意向調査結果の集計・分析を行い、次期事業推進プランの検討などに反映する。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	四半期毎	障害者施設・団体等	1回あたり1,400部 × 4回	
	常時	障害者及び一般区民等	随時更新	
	随時	障害者、特別支援学校 生・家族及び一般区民	杉並区障害者週間事業 特別支援学校行事 福祉会館まつり等	
	通年	障害者・家族、一般区 民、施設関係者等	ワークサポートセミナー 年1回 本人・家族向けセミナー 年2回	
	通年	〃	家族交流会 年1回	
	随時	〃	コミュニケーション講座 年2回	
	随時	企業、就労支援機関等	障害者雇用連絡会議 城南ブロック就労支援連絡会ほか	
	随時	企業、ハローワーク 就労支援機関、学術 機関、区等	区内企業訪問 年60社 区内企業実習 年10社 区内企業採用 年8社 短時間雇用 年2社	
	随時	〃		
	通年	利用登録者	対象者 1,200人	

事業名	事業内容	
地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援(第4号事業)		
1 区内福祉施設等における就労促進への支援	<p>(1)区内福祉施設への支援・連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動をする際に必要となる情報の提供を行う。また、企業担当者を招き区内福祉施設等で就労に向けた助言をしてもらう。 ・施設支援員の就労支援活動をサポート【推進プランP.19】 <p>(2)特別支援学校等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学中より、担当教員等と連携を図り、学校訪問や採用前の職場実習に同行する等を行い、登録後のスムーズな定着支援につなげる。 ・就職する生徒に対する職場定着支援の充実【推進プランP.20】 ・生徒・保護者に対する支援の充実【推進プランP.20】 	
2 区内関係機関等ネットワークを活用した支援	<p>(1)雇用支援ネットワーク会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク機能を活用した支援体制作り【推進プランP.21】 ・利用者の参加について検討して取り組むとともに、支援者及び障害者向けの企業見学会を実施する。 <p>(2)相談支援機関との連携の強化【推進プランP.21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援機関と連携し、働いていない障害者の就労ニーズを把握するとともに、事業団の支援内容を理解してもらう。 <p>(3)医療機関等との連携の強化【推進プランP.21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者、若年性認知症(65歳未満での発症)の本人・家族に対応するため、医療従事者や保健福祉機関等との円滑な連携を図る。 <p>(4)支援困難ケースへの対応力の向上【推進プランP.21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の体制では支援が困難なケースについて、医療・福祉関係者等の専門家による研修やアドバイスを踏まえ、ケース検討を行い職員間の共有、支援スキルの更なる向上を図る。 	
3 研修会への参加及び実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団、区内福祉施設、就労支援機関等の支援者向けに、支援スキルの向上等を目的とした各種研修を行う。 ・職員参加によるOJTプログラムの作成を通じて、職員の政策形成能力の向上を図るなど人材育成計画を推進する。 	
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業(第5号事業)		
就労移行支援事業の実施	<p>(1)利用者の安定的な受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する障害者の安定的確保に努める。 <p>(2)訓練プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労関係プログラム ・施設外活動の利用による訓練プログラム【推進プランP.16】 ・発達障害者支援プログラム【推進プランP.16】 ・就職者によるピアサポート【推進プランP.17】 ・就職者のための同窓会【推進プランP.13】 ・区内就労移行支援事業所情報連絡会 区内の就労移行支援事業所(計7所)で定期的に情報連絡会を行い、支援員のスキルの向上、福祉サービスの向上を目指す。 <p>(3)就労定着支援事業の実施【推進プランP.13】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所等より就職し、就職後6ヶ月を経過した方(障害福祉サービス受給者)を対象に、最長3年間、月1回以上の職場訪問・面談等により定着支援を行う。 <p>(4)地域のニーズに応じた障害福祉サービス(生活訓練)等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業を利用する一歩手前の段階で、将来的に就労を目指そうとする障害者へ提供できる福祉サービス等を検討する。 	

時 期	対 象	規 模 等	備 考
随時	区内福祉施設の支援員等	随時情報提供	
随時	〃	企業担当者の訪問助言 年2回程度	
随時	特別支援学校等教員、生徒・保護者	特別支援学校・学級訪問等 7所	
随時	〃	新規就職予定者に対応	
随時	〃	訪問説明会等 7所	
随時	ハローワーク、相談支援事業所、福祉施設、特別支援学校等	年12回	
随時	障害者地域相談支援センター、特定相談支援事業所	すまいる3所ほか	
随時	医療機関、保健センター等	随時	
年4回	医療、福祉関係者等	随時	
通年	事業団職員、区内福祉施設等職員	対象者 100人	
通年	就労を希望する障害者	見学会の実施、障害者施設の訪問ほか	
通年	就労を希望する障害者	利用定員 20人 開所日数 年間240日 利用時間 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 施設外活動 数所 発達プログラム 月1回 ピアサポート 年4回	
通年	〃		
通年	〃		
通年	当該就労移行支援事業を利用し就職した障害者	同窓会 年2回	
随時	障害者		
通年	区内就労移行支援事業所	連絡会 年6回	
随時	就労移行支援事業の利用による就職者で定着支援の利用希望者	利用者 20人	
通年	生活訓練を希望する障害者	—	

Ⅲ 推進プランの達成指標（数値目標）について

事業団の5か年の事業計画である「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019～2023」における達成指標の令和5年度までの数値目標とこれまでの実績等は以下のとおりである。

	実績(見込み)及び年次目標値			推進プラン 目標値
	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績(見込み)	令和4年度 (2022年度) 目標値	令和5年度 (2023年度) 目標値
①就職者数 ※1	31人	40人	80人	90人
②職場定着率 ※2	85.2%	77.4%	85.0%	85%
③新規登録者数	72人	75人	100人	100人
④相談件数 ※3	11,181件	9,300件	11,300件	13,000件
⑤区内企業訪問社数	6社	6社	60社	60社
⑥就労移行支援事業 利用者就職率 ※4	66.7%	75.0%	85.0%	85%

※1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

※3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

※4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

令和5年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

収 支 予 算 書

令5年度 収支予算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	8,000	9,000	△ 1,000
基本財産受取利息振替額	2,416,000	2,592,000	△ 176,000
基本財産運用益計	2,424,000	2,601,000	△ 177,000
受取会費			
団体会員受取会費	11,000	11,000	0
賛助会員受取会費	25,000	25,000	0
受取会費計	36,000	36,000	0
事業収益			
就労移行支援事業収入	1,901,000	1,886,000	15,000
受託事業収入	77,982,000	78,487,000	△ 505,000
受取訓練等給付金	35,871,000	32,946,000	2,925,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	100,000	100,000	0
事業収益計	115,954,000	113,519,000	2,435,000
受取補助金			
受取国庫補助金	20,000	20,000	0
受取区補助金	16,434,000	16,773,000	△ 339,000
受取区サービス推進費補助金	4,274,000	3,519,000	755,000
受取区交通費等補助金	884,000	950,000	△ 66,000
受取補助金計	21,612,000	21,262,000	350,000
雑収益			
受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	7,000	7,000	0
雑収益計	9,000	9,000	0
経常収益計	140,035,000	137,427,000	2,608,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	6,358,000	5,354,000	1,004,000
給料手当	38,392,000	39,877,000	△ 1,485,000
非常勤職員報酬	42,309,000	38,228,000	4,081,000
通勤交通費	2,614,000	2,900,000	△ 286,000
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	315,000	286,000	29,000
法定福利費	15,415,000	15,084,000	331,000
旅費交通費	1,762,000	1,785,000	△ 23,000
通信運搬費	1,907,000	2,002,000	△ 95,000
減価償却費	844,000	828,000	16,000
消耗品費	1,418,000	1,422,000	△ 4,000
修繕費	635,000	650,000	△ 15,000
印刷製本費	261,000	246,000	15,000
燃料費	41,000	41,000	0
光熱水料費	2,762,000	1,341,000	1,421,000
賃借料	1,915,000	1,753,000	162,000
支払保険料	823,000	827,000	△ 4,000
諸謝金	2,526,000	2,022,000	504,000
租税公課	6,206,000	6,321,000	△ 115,000
支払負担金	839,000	839,000	0
委託費	9,946,000	9,309,000	637,000
図書費	40,000	40,000	0

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費	10,000	10,000	0
訓練奨励金	180,000	180,000	0
支払報酬	245,000	245,000	0
支払利用者工賃	732,000	732,000	0
外注加工費	924,000	924,000	0
施設外就労作業工賃	100,000	100,000	0
支払交通費給付金	442,000	475,000	△ 33,000
支払給食費給付金	442,000	475,000	△ 33,000
雑費	404,000	392,000	12,000
事業費計	142,007,000	135,888,000	6,119,000
管理費			
役員報酬	1,085,000	2,108,000	△ 1,023,000
非常勤職員報酬	0	485,000	△ 485,000
通勤交通費	0	70,000	△ 70,000
福利厚生費	1,000	14,000	△ 13,000
法定福利費	51,000	543,000	△ 492,000
旅費交通費	1,000	9,000	△ 8,000
通信運搬費	48,000	88,000	△ 40,000
減価償却費	24,000	40,000	△ 16,000
消耗品費	28,000	49,000	△ 21,000
修繕費	1,000	0	1,000
印刷製本費	451,000	435,000	16,000
光熱水料費	85,000	71,000	14,000
賃借料	46,000	67,000	△ 21,000
諸謝金	40,000	40,000	0
租税公課	72,000	72,000	0
委託費	274,000	444,000	△ 170,000
図書費	60,000	61,000	△ 1,000
会議費	40,000	50,000	△ 10,000
渉外交流費	20,000	20,000	0
雑費	100,000	100,000	0
管理費計	2,427,000	4,766,000	△ 2,339,000
経常費用計	144,434,000	140,654,000	3,780,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,399,000	△ 3,227,000	△ 1,172,000
当期経常増減額	△ 4,399,000	△ 3,227,000	△ 1,172,000
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,399,000	△ 3,227,000	△ 1,172,000
一般正味財産期首残高	37,678,417	38,026,789	△ 348,372
一般正味財産期末残高	33,279,417	34,799,789	△ 1,520,372
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	2,416,000	2,592,000	△ 176,000
一般正味財産への振替額	△ 2,416,000	△ 2,592,000	176,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	503,054,402	502,999,123	55,279
指定正味財産期末残高	503,054,402	502,999,123	55,279
III 正味財産期末残高	536,333,819	537,798,912	△ 1,465,093

令和5年度 収支予算書内訳表
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引 引当金	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	8,000	0	8,000
基本財産受取利息振替額	0	2,416,000	0	2,416,000
基本財産運用益計	0	2,424,000	0	2,424,000
受取会費				
団体会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	25,000	0	0	25,000
受取会費計	36,000	0	0	36,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	1,901,000	0	0	1,901,000
受託事業収入	77,982,000	0	0	77,982,000
受取訓練等給付金	35,871,000	0	0	35,871,000
受取利用者負担金	100,000	0	0	100,000
施設外就労業務事業収入	100,000	0	0	100,000
事業収益計	115,954,000	0	0	115,954,000
受取補助金				
受取国庫補助金	20,000	0	0	20,000
受取区補助金	16,434,000	0	0	16,434,000
受取区サービス推進費補助金	4,274,000	0	0	4,274,000
受取区交通費等補助金	884,000	0	0	884,000
受取補助金計	21,612,000	0	0	21,612,000
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	2,000
雑収益	4,000	3,000	0	7,000
雑収益計	5,000	4,000	0	9,000
経常収益計	137,607,000	2,428,000	0	140,035,000
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	6,358,000	0	0	6,358,000
給料手当	38,392,000	0	0	38,392,000
非常勤職員報酬	42,309,000	0	0	42,309,000
通勤交通費	2,614,000	0	0	2,614,000
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	315,000	0	0	315,000
法定福利費	15,415,000	0	0	15,415,000
旅費交通費	1,762,000	0	0	1,762,000
通信運搬費	1,907,000	0	0	1,907,000
減価償却費	844,000	0	0	844,000
消耗品費	1,418,000	0	0	1,418,000
修繕費	635,000	0	0	635,000
印刷製本費	261,000	0	0	261,000
燃料費	41,000	0	0	41,000
光熱水料費	2,762,000	0	0	2,762,000
賃借料	1,915,000	0	0	1,915,000
支払保険料	823,000	0	0	823,000
諸謝金	2,526,000	0	0	2,526,000
租税公課	6,206,000	0	0	6,206,000
支払負担金	839,000	0	0	839,000
委託費	9,946,000	0	0	9,946,000
図書費	40,000	0	0	40,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計	内部取 引消去	合 計
会議費	10,000	0	0	10,000
訓練奨励金	180,000	0	0	180,000
支払報酬	245,000	0	0	245,000
支払利用者工賃	732,000	0	0	732,000
外注加工費	924,000	0	0	924,000
施設外就労作業工賃	100,000	0	0	100,000
支払交通費給付金	442,000	0	0	442,000
支払給食費給付金	442,000	0	0	442,000
雑費	404,000	0	0	404,000
事業費計	142,007,000	0	0	142,007,000
管理費				
役員報酬	0	1,085,000	0	1,085,000
非常勤職員報酬	0	0	0	0
通勤交通費	0	0	0	0
福利厚生費	0	1,000	0	1,000
法定福利費	0	51,000	0	51,000
旅費交通費	0	1,000	0	1,000
通信運搬費	0	48,000	0	48,000
減価償却費	0	24,000	0	24,000
消耗品費	0	28,000	0	28,000
修繕費	0	1,000	0	1,000
印刷製本費	0	451,000	0	451,000
光熱水料費	0	85,000	0	85,000
賃借料	0	46,000	0	46,000
諸謝金	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	72,000	0	72,000
委託費	0	274,000	0	274,000
図書費	0	60,000	0	60,000
会議費	0	40,000	0	40,000
渉外交流費	0	20,000	0	20,000
雑費	0	100,000	0	100,000
管理費計	0	2,427,000	0	2,427,000
経常費用計	142,007,000	2,427,000	0	144,434,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,400,000	1,000	0	△ 4,399,000
当期経常増減額	△ 4,400,000	1,000	0	△ 4,399,000
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,400,000	1,000	0	△ 4,399,000
一般正味財産期首残高	17,363,066	20,315,351	0	37,678,417
一般正味財産期末残高	12,963,066	20,316,351	0	33,279,417
II 指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	0	2,416,000	0	2,416,000
一般正味財産への振替額	0	△ 2,416,000	0	△ 2,416,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	503,054,402	0	503,054,402
指定正味財産期末残高	0	503,054,402	0	503,054,402
III 正味財産期末残高	12,963,066	523,370,753	0	536,333,819

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借り入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。